

公害等調整委員会関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案  
に対して提出された意見と公害等調整委員会の考え方  
(令和5年10月31日～同年11月29日意見募集)

提出された意見（全文）	総務省公害等調整委員会の考え方	省令への反映の有無
<p>以下、意見を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 該当箇所公害等調整委員会関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正案 12 条</li><li>・ 意見「その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。」という部分については、「その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえ、安全性についての配慮を行った適切な方法によるものとする。」というような文にした方が良いのではないかと考える。安全性についての配慮を促し、また安全性への対応についての法令での義務化を行うようにするのが適切と考える。意見は以上である。</li></ul> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>・ 御指摘の第 12 条においては、当該条項が適用される規定ごとに、セキュリティ等の安全性の観点も含めて情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとしております。手続等における情報通信技術の利用に当たっては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、必要な情報セキュリティを確保するための対策を講ずることとなります。</p>	<p>無</p>

○提出意見数：1 件

※提出意見数は、意見提出者数としています。